

第307回青森県私立学校審議会 議事録

- 1 **日時** 令和5年7月31日（月） 14時から15時まで
- 2 **場所** 青森県庁東棟5階 中会議室
- 3 **出席委員** 伊藤会長、下山委員、村田委員、鈴木委員、川守田委員、
福井委員、石田委員、日景委員、中村委員

欠席委員 油川委員
- 4 **事務局** 工藤総務学事課長ほか4名
- 5 **議事録署名委員** 鈴木委員、石田委員
- 6 **案件**
 - (1) **諮問・答申事項**
 - 私立幼稚園廃止認可
第1号 平賀幼稚園廃止認可
 - 学校法人解散認可
第2号 学校法人おやま学園解散認可
 - 私立高等学校学科設置認可
第3号 五所川原商業高等学校普通科設置認可
 - 私立高等学校収容定員に係る学則変更認可
第4号 五所川原商業高等学校収容定員（減）に係る学則変更認可

(2) 協議事項

7 会議の公開状況

- (1) 諮問・答申事項 公開
- (2) 協議事項 非公開

8 議事概要

<開会>

司会：ただいまから、第307回青森県私立学校審議会を開会いたします。
会議に先立ちまして、任期満了に伴い改めて就任される委員を紹介いたします。
再任となりますのは、石田憲久委員です。

石田委員：（挨拶）

司会：ありがとうございました。

本日の審議会は、今年度初めての審議会ですので、新任の事務局職員を紹介させていただきます。

工藤課長：（新任の事務局職員の紹介）

司会；次第に従いまして、会議に入ります。

青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされていますが、本日は委員9名が出席しており、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、伊藤会長に議長として議事の進行をお願いします。

議長（伊藤会長）：それでは、会議に入ります。はじめに、会議録署名委員を指名します。鈴木委員と石田委員を指名しますので、よろしくお願いします。

ここで、会議の公開についてですが、審議会は原則として公開することとしておりますが、個人や法人等情報等、青森県情報公開条例の不開示情報に該当する情報について審議等を行う場合には、会議を公開しないことができるとしております。

事前にお知らせしている今回の協議事項につきましては、法人等の計画段階の情報となっており、これを公開することで、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、会議を公開しないこととすべきと考えますが、いかがでしょうか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、協議事項については、非公開とすることとし、傍聴者の方々には、協議事項に係る資料を除いて、資料を配付することとします。

<諮問>

議長：では、次第2の「諮問・答申事項」に入ります。

諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議してまいります。諮問第1号「平賀幼稚園廃止認可」及び諮問第2号「学校法人おやま学園解散認可」について、事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：それでは、諮問第1号及び諮問第2号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。発言がないようですので、審議を終わります。諮問第1号及び諮問第2号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、諮問第1号及び諮問第2号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に、諮問第3号「五所川原商業高等学校普通科設置認可」及び諮問第4号「五所川原商業高等学校収容定員（減）に係る学則変更認可」に入りますが、本件について直接の関係者であります、下山委員には暫時退席願います。

（下山委員退席）

事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：この案件につきましては、6月27日に村田委員が現地調査を行っておりますので、調査結果を御報告願います。

村田委員：去る6月27日に、総務学事課職員2名と、五所川原商業高等学校において現地調査を実施しました。

下山理事長兼校長、木下副校長から普通科設置、収容定員変更の経緯や教育内容等について説明があり、その後、校舎内を視察しました。

教室については現状でも余剰があり、今回の普通科設置・収容定員の変更に必要な教室が確保されていることを確認しました。他の施設・設備についても、現状で対応できることを確認しました。また、教職員については現員で対応できますが、普通科設置に向け、今年度2名の教員を採用したほか、追加で2名の採用を目指しているとのことでした。

近年、志願者である中学生の普通科志向が強いこと、また、自校生徒に進学希望者が増加していることから、進学に向けた進路指導の充実等を図るため、普通科を設置し、普通科に関する教科・科目を履修させるとのことでした。

移転に伴って通学の利便性の低下が懸念されましたが、無料のスクールバスを5路線で運行し、これまでと変わらない通学環境を維持しているとのことでした。

以上で私からの報告を終わります。

議長：それでは、諮問第3号及び諮問第4号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

議長：増員する4名の担当教科は。

事務局：国語、英語、社会及び体育と聞いています。

石田委員：地域の学科構成はどうなりますか。

事務局：今回の五所川原商業高等学校の普通科設置により地域に普通科を設置する私立学校が2校となり、地域の生徒の選択肢が増えるものと考えています。

日景委員：五所川原校舎は使用していないのか。

事務局：一部使用しており、今後については検討中と聞いています。

日景委員：鶴田校舎の契約関係はどうなっているか。

事務局：学校法人が鶴田町と使用貸借契約を締結しています。

日景委員：学校法人に校地校舎を使用させることについて支障はないか。

事務局：鶴田町によると、施設については、高等学校として活用後も災害時における避難所のほか、学校運営に支障のない範囲でグラウンド等を地域住民が利用できるようにする。設置される高等学校は町総合計画に盛り込み、町としても様々な支援を行うこととし、教育環境及び教育基盤の充実、人材育成、賑わいの創出を目指していく。若年層の地元定着の促進や地域経済の発展など相乗的な効果が得られるような好循環を創り出すことにより、地域全体の活性化に繋がられるよう、町、地域及び高等学校が連携したまちづくりを実践していくとのこと。

日景委員：支障はないということですね。

議長：ほかにございませんか。発言がないようですので、審議を終わります。諮問第3号及び諮問第4号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、下山委員に入室願います。
（下山委員入室）

諮問第3号及び諮問第4号については、認可が適当であると答申するものとし
ます。

本日、認可することが適当であると答申することに決定した諮問事項につきま
しては、ただ今、事務局で配付する文案で答申を行いたいと思います。

(事務局から答申書案配付)

答申書の文案につきまして、御異議ございませんか。

各委員：(異議なし)

議長：異議がないようですので、文案のとおり本日付けで答申することと
します。

<閉会>

議長：最後に、次回の審議会の開催時期について、事務局から報告願いま
す。

事務局：次回の審議会は令和5年11月頃を予定しています。

議長：ありがとうございました。それでは、本日の案件は全て終了しまし
たので、議長
の務めを終わらせていただきます。

司会：ありがとうございました。これをもちまして第307回青森県私立学校審
議会を
閉会いたします。